

出生前の保育所利用申込みに係る同意書

- 1 令和 8 年 4 月 1 日までに生まれるお子さんを対象に、出生前の保育所利用申込みを受付けます。

渋谷区の認可保育園では出産予定日を 1 日目として、生後 56 日経った翌月 1 日からお子さんをお預かりします。そのため、出産予定日に応じて利用申込みできる月は下表のとおりとなります。

ただし、実際の利用開始月は申込児が出生した日で判断し、決定します。

出産予定日 / 出生日	入園希望日／利用開始月
申込日～令和 8 年 2 月 4 日	令和 8 年 4 月 1 日
令和 8 年 2 月 5 日～令和 8 年 3 月 6 日	令和 8 年 5 月 1 日
令和 8 年 3 月 7 日～令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 6 月 1 日
令和 8 年 4 月 2 日以降 (出生前の保育所利用申込対象外)	令和 8 年 6 月 1 日以降の 生後 56 日以降の翌月 1 日から

※実際の出生日が令和 8 年 4 月 2 日以降になった場合は内定取消しとなります。

- 2 戸籍の出生届を済ませた上で、出生後 1 4 日以内に保育課入園相談係に「保育所利用申込児童用出生届」を提出してください。

出生前のお子さんの保育所利用申込みについては、「保育所利用申込児童用出生届」の提出をもって、正式な申込みとして取扱います。

期限内に提出されないと、内定取消しとなる場合があります。

- 3 入園の利用調整は 4 月 1 日入園と同時に行います。5 月 1 日入園・6 月 1 日入園は各園原則 2 名となります。(枠として 2 名設けるわけではありません。)

- 4 保育園でお預かりできるのは、集団での保育が可能であり日々通園ができるお子さんとなります。

上記の確認事項を理解し同意します。

年 月 日

住所 渋谷区

フリガナ
保護者氏名

第 1 希望保育園名

保育園
こども園